

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年10月12日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	6号機	廃棄物処理建屋1階に設置された消火系配管の修理工事において、配管連結部（ユニオン部）の開口部から非放射性の水の漏えいが発生した。このため、運転員が現場状況を確認し、消火系配管の上流側の弁を閉め、漏えいは停止した。	A	10月12日公表済 (PDF127KB)

その他：27件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ（A・B）シール水ストレナ差圧指示計（A・B）点検・校正において、計器精度外が認められたため、当該指示計を交換	D	
2	3号機	タービン建屋地下1階操作用脚立常置場所において、脚立の手摺部が復水脱塩装置導電率計変換器に接触する恐れが認められたため、当該部を設備改善	対象外	
3	3号機	復水脱塩装置制御盤点検において、盤内部のケーブルに油状の付着物が認められたため、当該部を清掃及び調査	D	
4	3号機	発電機固定子巻線温度調整弁及び圧力調整弁空気駆動部において、ポジショナーの部品不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
5	3号機	開閉所遮断器用空気タンク点検において、空気タンクドレン弁（D-6）に、シートパスが認められたため、当該弁点検・修理	D	
6	3号機	タービン建屋補機冷却系ポンプ（C）入口側ドレン弁にシートパス（鉛筆芯程度）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
7	3号機	低圧タービン（A）ロータ浸透探傷検査において、18段レーシングワイヤーに線状指示模様が認められたため、当該部を修理	D	
8	3号機	低圧タービン（B）上半ダイヤフラム目視点検において、10段のシールリングにカジリが認められたため、当該部を修理	D	
9	3号機	低圧タービン（A・B・C）グランドパッキン目視検査において、スチームジョイント部に浸食が認められたため、当該パッキン部を点検・修理	D	
10	3号機	残留熱除去系他温度多点式記録計の端子を復旧した際、ネジを折損したため、当該ネジを交換	D	
11	3号機	原子炉建屋5階炉心監視用映像モニタにおいて、画像不鮮明が認められたため、当該モニタを点検・修理	D	
12	3号機	非常用ガス処理系放射線モニタ（B）系において、誤動作による「非常用ガス処理系放射能高」警報の発生が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
13	3号機	復水脱塩装置用硫酸貯槽の浸透探傷検査において、内部溶接部に指示模様（2箇所）が認められたため、当該部を修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	3号機	復水脱塩装置用硫酸貯槽薬液流入配管フランジに腐食が認められたため、当該フランジを交換	D	
15	3号機	供用期間中検査の浸透探傷検査において、残留熱除去系配管等（7箇所）に指示模様が認められたため、当該部を修理	D	
16	3号機	主復水器水室（B-1, B-2）冷却管洞流探傷検査において、冷却管（27本）に判定基準超えが認められたため、当該冷却管に閉止栓を施工	D	
17	5号機	換気空調系空冷チラー冷水ポンプ（B）ドレン弁にシートパス（1滴/秒）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
18	5号機	換気空調系空冷チラー冷水ポンプ（C）ドレン弁グランド部ににじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
19	5号機	計装用空気系除湿装置（A）除湿塔（A）の再生運転中において、「ブロウ出口圧力高」の発生が認められたため、当該装置を点検	D	
20	6号機	所内ボイラ（A）蒸気ドラム圧力指示計点検・校正において、計器精度外が認められたため、当該指示計を交換	D	
21	6号機	主タービン電気油圧式制御装置ユニット内油循環タンクドレン弁のハンドルに破損が認められたため、当該ハンドルを交換	D	
22	6号機	補機海水冷却系海水ポンプ（A・C）出口逆止弁において、弁体シート面（ライニング）に損傷が認められたため、当該部を点検・修理	D	
23	6号機	気体廃棄物処理系調整弁用電気空気信号変換器点検において、排ガス復水器（A）ドレン水位調整弁等（4台）に精度外が認められたため、当該変換器を点検・校正	D	
24	6号機	復水脱塩装置用硫酸貯槽及び苛性ソーダ貯槽点検において、架台及び基礎ボルトに腐食が認められたため、当該部を修理	D	
25	6号機	主蒸気逃し安全弁（7台）の計装用フレキシブル電線管において、経年劣化（硬化・潰れ等）が認められたため、当該部を交換	D	
26	6号機	復水脱塩装置苛性ヒータ用蒸気元弁にグランドのにじみが認められたため、当該グランドパッキンを交換	D	
27	その他	放射線測定車の屋根に設置してある風向風速計に、可動機構の不良が認められたため、当該部を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで